



「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業づくり

## 中学校音楽科における「技能」

中学校音楽科における「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業づくりにとって、中学校音楽科で育成を目指す資質・能力のうち、「知識及び技能」の「技能」についてまとめました。

日々の授業づくりに御活用ください。

「知識及び技能」とは

「技能」とは

「知識及び技能」と「思考力、判断力、表現力等」との関わり

「知識及び技能」における学習評価に当たって

 **中学校音楽科における「知識及び技能」の習得に関する目標について、確認しましょう。**

### 知識及び技能

何を理解しているか  
何ができるか

中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 音楽編（以下、解説）p.13では、以下のように示されています。

（1）曲想と音楽の構造や背景などとの関わり及び音楽の多様性について理解するとともに、創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な技能を身に付けるようにする。

【中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 音楽編 p.13】

「知識及び技能」の習得に関する目標は、次のように構成されています。

曲想と音楽の構造や背景などとの関わり及び音楽の多様性について理解する ……「知識」の習得に関する目標

とともに、

創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な技能を身に付ける ……「技能」の習得に関する目標

ようにする。

### 知識

- ・その音楽固有の雰囲気や表情、味わいなどを  
感じ取りながら、自己のイメージや感情と音楽  
の構造や背景などとの関わりを捉え、理解する  
こと。
- ・単に多くの音楽があることを知るだけでなく、  
人々の暮らしとともに音楽文化があり、そのこと  
によって様々な特徴をもつ音楽が存在している  
ことを理解すること。

「知識」の習得は、単に新たな事柄を知ることのみ  
に留まらないように留意しましょう。

[「授業づくりQ&A」Q7](#)へ



### 技能

- ・創意工夫の過程でもった音楽表現に対する思  
いや意図に応じて、その思いや意図を音楽で  
表現する際に自ら活用できる技能のこと。

変化する状況や課題などに応じて主体的に活用  
できる「技能」として身に付けることができるようにし  
ましょう。



「知識及び技能」とは

「技能」とは

「知識及び技能」と「思考力、  
判断力、表現力等」との関わり

「知識及び技能」における  
学習評価に当たって



## 中学校音楽科における「技能」について確認しましょう。

解説 p.14 では、以下のように示されています。

創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な技能とは、創意工夫の過程でもった音楽表現に対する思いや意図に応じて、その思いや意図を音楽で表現する際に自ら活用できる技能のことである。

【中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 音楽編 p.14】

音楽科における「技能」とは、歌唱（歌を歌う）の技能、器楽（楽器を演奏する）の技能、創作（音楽をつくる）の技能のことです。また、実際の授業の場面を想定した場合、以下の種類に分けることが考えられます。

### 1 音楽活動そのものを成立させるために必要な技能

この技能は、自分の声や楽器などを用いて音楽活動そのものを成立させるために必要な技能のことで、どのように音楽で表現するか、ということに関わらせなくても身に付けることができる技能のことです。

例えば、歌唱の活動において、教師がある音高の声を出し、生徒が同じ音高の声を出す、あるいは、器楽の活動において、リコーダーを正しい運指で音を出す、といった技能のことです。



正しい音程で歌うことができるようになりたいな。

正しい運指をしっかり覚えたいな。



### 2 表現の対象となる音楽活動を成立させるために必要な技能

この技能は、教材曲を歌ったり、楽器で演奏したり、課題や条件に基づいて音楽をつくったりする活動を成立させるために必要な技能のことで、表現の対象となる音楽の、音楽的な特徴や音楽をつくる課題や条件によって、身に付ける技能に異なる部分がある技能のことです。

例えば、歌唱の活動で教材曲を歌う場合、その曲の旋律の音程やリズムを概ね正しく捉えて歌うことができる、といった技能のことです。



フレーズのとまりを大切にこの旋律を歌いたいから、その前に音程やリズムを正しく歌うことができるようになりたいな。

### 3 創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な技能

この技能は、前述の1や2の技能を活用して創意工夫したり、創意工夫を生かして音楽で表現したりできる技能のことで、自分の思いや意図などに応じて、自分でコントロール（制御したり調節したり）することができる技能のことです。

例えば、「この部分から、はずんだ感じにするためにスタッカート奏法で演奏しよう」という思いや意図をもった生徒が、実際に「この部分」から「スタッカート奏法」で演奏できるような技能のことです。

スタッカート奏法で演奏するために、音の長さや発音の仕方に気を付けてタンギングができるようになりたいな。



音楽科においては、上に示した3のような「技能」の習得を目指しています。3のような創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な「技能」の習得を目指しつつ、その過程では、1や2のような、学習を行うに当たり基礎となる技能も着実に身に付けることができるようにすることが求められています。その際、トレーニング的に何らかの技能を身に付けるということに留まらず、その技能を、生徒が目的をもって、必要感のあるものとして身に付けることができるようにすることが大切です。



また、歌唱、器楽、創作の活動における「技能」に関する指導内容について、解説で確認しましょう。

	第1学年	第2学年及び第3学年
歌唱	ウ 次の(ア)及び(イ)の技能を身に付けること。	
	(ア) 創意工夫を生かした表現で歌うために必要な発声、言葉の発音、身体の使い方などの技能	(ア) 創意工夫を生かした表現で歌うために必要な発声、言葉の発音、身体の使い方などの技能
	(イ) 創意工夫を生かし、全体の響きや各声部の声などを聴きながら他者と合わせて歌う技能	(イ) 創意工夫を生かし、全体の響きや各声部の声などを聴きながら他者と合わせて歌う技能
器楽	ウ 次の(ア)及び(イ)の技能を身に付けること。	
	(ア) 創意工夫を生かした表現で演奏するために必要な奏法、身体の使い方などの技能	(ア) 創意工夫を生かした表現で演奏するために必要な奏法、身体の使い方などの技能
	(イ) 創意工夫を生かし、全体の響きや各声部の音などを聴きながら他者と合わせて演奏する技能	(イ) 創意工夫を生かし、全体の響きや各声部の音などを聴きながら他者と合わせて演奏する技能
創作	ウ 創意工夫を生かした表現で旋律や音楽をつくるために必要な、課題や条件に沿った音の選択や組合せなどの技能を身に付けること。	ウ 創意工夫を生かした表現で旋律や音楽をつくるために必要な、課題や条件に沿った音の選択や組合せなどの技能を身に付けること。

ここで注目してほしいことは、「技能」は学習経験や発達の段階などによって、その程度は変わっていくものですが、目標及び指導内容は同じものが示されているということです。このことについて考える際には、学習指導要領における「技能」が「技術面」だけでなく、資質・能力としての「技能」として整理されていることを再確認する必要があります。指導に当たっては、創意工夫の質的な高まりに応じて、おのずと第2学年及び第3学年では、第1学年より求められる「技能」に高まりが生じることを考慮することが大切です。

【中等教育資料 令和元年7月号 pp.58-59 を基に作成】



## 「知識及び技能」と「思考力、判断力、表現力等」の関わりについて確認しましょう。

学習指導要領の改訂において、音楽科における「知識及び技能」の「技能」は、「思考力、判断力、表現力等」の育成と関わらせて習得できるようにすべき資質・能力であるということが明確に示されました。

「技能」の指導に当たっては、以下の2点に留意することが重要です。

- 思いや意図をもった後に、創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な技能を身に付けるといった一方向的なものではなく、創意工夫の過程で、様々に音楽表現を試しながら思いや意図を明確にしつつ、また技能も習得されていくような指導を行うこと。
- 一定の手順や段階を追って身に付けることができるようにするのみでなく、変化する状況や課題などに応じて主体的に活用できる技能として身に付けることができるようにすること。

【中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 音楽編 p.14 を基に作成】



「技能」の習得と音楽表現の創意工夫との関わりについて理解することが、音楽科の学習において育成を目指す「技能」を明確にすることに繋がります。

「知識及び技能」とは

「技能」とは

「知識及び技能」と「思考力、  
判断力、表現力等」との関わり

「知識及び技能」における  
学習評価に当たって

## 「知識及び技能」における学習評価に当たって、「教科の目標」と「評価の観点の趣旨」との関係について確認しましょう。

中学校音楽科における「教科の目標」と「評価の観点の趣旨」の「知識・技能」について、以下のように示されています。

### 【教科の目標】※抜粋

表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と豊かに関わる資質・能力を次の通り育成することを目指す。

(1) 曲想と音楽の構造や背景などとの関わり及び音楽の多様性について理解するとともに、創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な技能を身に付けるようにする。

【中学校学習指導要領(平成29年告示)解説 音楽編 p.9を基に作成】

### 【評価の観点の趣旨】※抜粋

(知識)

曲想と音楽の構造や背景などとの関わり及び音楽の多様性に付いて理解している。

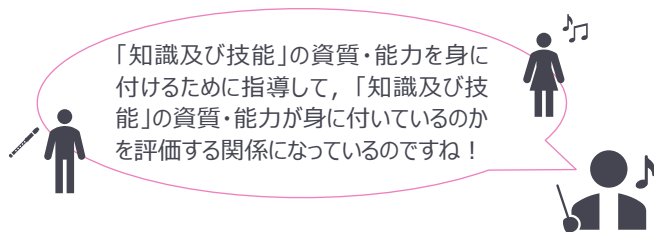
(技能)

創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な技能を身に付け、歌唱、器楽、創作で表している。

【「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料 中学校音楽 p.28を基に作成】

「教科の目標」と「評価の観点の趣旨」とを見比べてみると、教科の目標(1)については、評価の観点の趣旨となっていることが分かります。

「A表現」の題材における評価に当たっては、「知識」と「技能」の評価場面や評価方法が異なることが考えられます。したがって、「A表現」の題材では、評価規準の作成においても「知識」と「技能」とに分けて設定することが原則となります。



【中等教育資料 令和2年2月号 pp.48-49を基に作成】

## 「技能」を評価する際のポイントを確認しましょう。

「技能」の評価に当たっては、評価の観点の趣旨に「……技能を身に付け、歌唱、器楽、創作で表している」と示されていることから、その技能が身に付いているかどうかについて評価することとなります。技能を身に付けて表現している状態を評価するためには、その身に付けた技能を用いて、歌唱、器楽、創作で表しているかどうかを見取る必要があります。

【中等教育資料 令和2年3月号 pp.62-63を基に作成】

技能の評価に当たって、評価する際のポイントについて、以下に示します。

### ◆評価の場面や評価の方法を精選する。

#### 👉 何を見取るかを明確にする。

何を見取るかを明確にするということは、授業及び学習のねらいを明確にするということです。このような場合、教師が見取らなければならないことは、生徒が授業及び学習のねらいに向かって取り組んでいるか、ということです。授業及び学習のねらいに沿っていない生徒の姿が見られた場合、教師は、授業及び学習のねらいに向かっていくことができるように適切な指導や助言を行う必要があります。

#### 👉 見取ることができないものをどのようにして見取るかについて決める。

何を見取るかを明確にすることによって、その時間の評価場面や評価方法を定めることができます。しかし、全ての生徒について、見取りたい姿を見取ることは難しいです。そこで、見取りたいけれど見取ることができないものは何かを想定し、あらかじめどのようにして見取るかについて評価の方法を決めておくことが大切です。その際、ワークシート等を活用し、「見取ることができたもの+ワークシートなどの記述から分かったこと」などを評価の対象とすると効果的です。

【臼井学編著「中学校音楽 指導スキル大全」pp.120-121を基に作成】

📄 [「授業づくりQ&A」Q12](#)へ

ここで示したポイントは、技能の評価のみではなく、音楽科における学習評価全てについて当てはまることです。「指導と評価の一体化」を目指すためには、音楽科で育成を目指す資質・能力を明確にした指導を行い、それに基づいた学習評価を適切に行うことが大前提です。